

東日本経友会通信

「企業向け熱中症対策」罰則付きの義務化

厚生労働省による労働安全衛生法に基づく省令の改正が決まり、2025年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます。これにより、職場における熱中症対策が罰則付きの義務化となります。規制対象となる事業者には、労働者を雇用する農業者や農業法人も含まれております。

【対象】

WBG T値（暑さ指数）が28度以上、もしくは気温31度以上の環境で連続1時間以上、もしくは1日4時間以上の作業が行われる現場

【罰則】

6ヶ月以上の懲役、または、50万以下の罰金

【趣旨】

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、

「育成就労」2024年4月から

技能実習制度に代わる新たな外国人材受入れ制度「育成就労」を創設する改正入管難民法などの関連法に關し、政府が2027年4月1日施行で調整している。

改正法は2024年6月に成立し、公布後3年以内に施行するとしている。施行に合わせ、1993年から続く技能実習制度は廃止される。

以下の点を義務付ける。

- ・ 早期発見のための体制整備
- ・ 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- ・ 関係業者への周知

【概要】

- ① 報告するための体制
- ・ 熱中症の自覚症状がある作業者
- ・ 熱中症のおそれがある作業者を見つけた者

がその旨を報告するための連絡先や担当者をおらかじめ定め、関係業者に周知する

- ② 必要な処置や実施手順
- ・ 作業からの離脱
- ・ 身体への冷却

・ 必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な処置に関する内容や実施手順をおらかじめ定め、関係者に周知する

「宮崎県」3割が転職を希望

宮崎県内で働く外国人の職場の定着動向などを調べた調査で、全体の3割が転職をしたいなどと回答した。このうち7割は県外に出る意思を示しました。転職を望む理由は給与が51%と最も多く、働く環境が20.8%などとなりました。県は、都市部への流出も懸念されるところとして環境整備を進めている。

造船大手 「認定取り消し」

出入国在留管理庁は3月25日、造船大手の今治造船（愛媛県今治市）について、技能実習生を受入れるための実習計画の認定計画の認定を取り消したと発表した。

「企業向け熱中症対策」で紹介した罰則「労働安全衛生法」の違反に問われて罰金刑が確定したことが、実習計画の取消事由にあたりと判断した。取り消された計画は2134件で、1事業者あたりの取消件数としては過去最多という。

同社は25日から5年間、技能実習生の受入れができなくなる。技能実習生に代わって2027年4月に始まる育成就労制度の外国人労働者も受入れられない。また、現在在籍している技能実習生や特定技能労働者も他企業に転籍をさせないといかない。

今治造船によると、罰金刑は2024年5月に確定した。21年5月に造船所にあるクレーンの定期自主点検（荷重検査）を行っていなかったことについての処分だという。

技能実習を受入れるためには、実習生ごとに実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受ける必要がある。技能実習法は、認定した計画の通りに実習が実施されていない場合や、出入国や労働に関する法令違反があった場合などに、計画の認定を取り消すことができる。

技能実習生とまったく関係のない現場等での違反行為に関して、認定取り消しにするのは厳しすぎるのでは、見直しが必要ではという意見は多くあったが、育成就労制度でも同じ運用となる見通しである。